

住所（所在地）変更チェックリスト

住所変更の手続きは、令和7年1月14日（火）以降に行ってください。（令和6年9月現在の内容です。）

□・・・該当者ご本人による手続きが必要なもの

■・・・手続きの必要がないもの

1 市役所が窓口となる主なもの

種類	名 称	手続きに必要なもの	変更期限	届出先・問い合わせ先
住民登録・戸籍・印鑑登録等	■住民票	手続きの必要はありません。		安城市役所 市民課 (届出係 0566-71-2268)
	■印鑑登録			
	□戸籍（本籍）	原則として手続きの必要はありませんが、換地処分のお知らせによる本籍変更を希望しない場合等は、事前に申出書の提出が必要です。詳しくは令和6年10月にお届けする通知をご覧ください。		
	□マイナンバーカード・電子証明書	マイナンバーカード 住民基本台帳カード 本人確認書類（免許証等 区画整理の住所変更手続き前の物でも可）	特にありませんが、お早めにお願います。※住所変更の手続きを行わない場合でも、引き続き e-tax を利用した確定申告等にご利用いただけます。	
	□住民基本台帳カード・電子証明書			
	□在留カード、特別永住者証明書	在留カード 特別永住者証明書	特にありません。次回来庁された時に更新してください。	
	■パスポート	手続きの必要はありません。所持人記入欄をご自身で二重線で消して訂正してください。		
軽自動車等	■軽自動車税	手続きの必要はありません。		安城市役所 市民税課 (軽自動車税係 0566-71-2213)
	■原動機付自転車等の登録（125cc以下）			
障害福祉	□身体障害者手帳	各種障害者手帳 マイナンバーのわかるもの (本人分)	特にありませんが、お早めにお願います。	安城市役所 障害福祉課 (障害福祉係 0566-71-2225)
	□療育手帳			
	□精神障害者保健福祉手帳			
	□愛知県心身障害者扶養共済制度			
	□有料道路障害者割引 (ETC利用登録されている方)	各種障害者手帳 車検証		
	■次の各種手当 安城市障害者扶助料、愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当	手続きの必要はありません。		
	□障害福祉サービス受給者証	障害福祉サービス受給者証	特にありません。次回来庁された時に更新してください。	
	□地域生活支援事業受給者証	地域生活支援事業受給者証		
	□通所受給者証（障害児）	通所受給者証（障害児）		
	□自立支援医療受給者証（更生医療）	自立支援医療受給者証 (更生医療)		
□自立支援医療受給者証（育成医療）	自立支援医療受給者証 (育成医療)			
年金	■加入中の方	第1号被保険者の方（自営業者・学生等）・・・ <u>手続きの必要はありません。</u> 第2号被保険者の方（会社員・公務員等）・・・ <u>手続きの必要はありません。</u> 第3号被保険者の方（2号の配偶者の方）・・・ <u>手続きの必要はありません。</u>		
保険・福祉医療	□国民健康保険保険証 及び国保の受給者証等	現在お持ちの保険証等	特にありません。次回来庁された時に更新してください。	安城市役所 国保年金課 (国保係 0566-71-2230)
	□介護保険証			安城市役所 高齢福祉課 (介護給付係 0566-71-2226)
	□福祉医療費受給者証 (子ども、障害者、母子家庭、 精神障害者、後期高齢者)	現在お持ちの保険証、受給者証等	特にありません。次回来庁された時に更新してください。	安城市役所 国保年金課 (医療係 0566-71-2232)
	□養育医療券			
	□後期高齢者医療被保険者証			
	□後期高齢者福祉医療費受給資格証明書 兼支払証明書			
	□精神障害者医療費受給者認定書			
□自立支援医療受給者証（精神医療）	現在お持ちの受給者証			
子育て支援	■児童手当	手続きの必要はありません。		
	■児童扶養手当			安城市役所 子育て支援課 (子育て支援係 児童扶養手当担当 0566-71-2229)
	■遺児手当			
保育等	■保育園・認定こども園	手続きの必要はありません。 ※市外の認定こども園は各園へお問い合わせください。	安城市役所 保育課 (入園係 0566-71-2228)	
学校	■小・中学校（公立）	手続きの必要はありません。	安城市教育委員会 学校教育課 (学事係 0566-71-2254)	
図書	□図書情報館利用者カード	新しい住所となったことが確認できるもの（運転免許証、学生証など）	特にありませんが、お早めにお願います。	安城市図書情報館（アンフォーレ本館） (アンフォーレ課0566-76-6111) または市内の公民館図書室等
上下水道	■水道・下水道	手続きの必要はありません。		安城市役所 水道お客様窓口 (0566-71-2249)

2 市役所以外が窓口となる主なもの

種類	名称	手続きに必要なもの	変更期限	申請・届出先
不動産登記	■土地登記事項の表題部	手続きの必要はありません。 安城市が施行区域内の土地と建物の表題部（地番等）の変更を法務局へ申請します。		名古屋法務局刈谷支局 (0566-21-0086)
	■建物登記事項の表題部			
	□土地登記事項の権利部 (住所又は所在地)	登記申請書 印鑑 住所(所在地)変更証明書	現時点では必要な時(売買や相続登記等)でかまいませんが、 令和8年4月1日から義務化 されますのでご注意ください。<無料> ※区画整理登記のため、登記事務を停止します。登記事務が再開しましたら「登記事務停止解除のお知らせ」を関係権利者に通知します。	管轄する法務局 (安城市内の土地・建物の管轄は名古屋法務局刈谷支局 0566-21-0086)
	□建物登記事項の権利部 (住所又は所在地)			
自動車等	□自動車運転免許証	自動車運転免許証 住所(所在地)変更証明書 ※免許証記載の住所と現住所が異なる場合は、別途書類が必要です。申請・届出先までご連絡ください。	次回更新時にお願います。 <無料> ※証明書として使用する場合は、早めの手続きをお勧めします。	警察署または 愛知県運転免許試験場 (安城警察署 0566-76-0110) (運転免許試験場 代表 052-801-3211)
	■自動車税	手続きの必要はありません。		西三河県税事務所 (0564-27-2712)
	□自動車検査証 (250cc超のバイク)	車検証 代理で申請する場合は所有者・使用者の委任状 住所(所在地)変更証明書 車庫証明等 ※詳しくは、申請・届出先までご連絡ください。	早めの手続きをお勧めします。 <有料>	愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所 (ヘルプデスク 050-5540-2047/自動音声の後、037を押してください。オペレーターにつながります。)
	□軽自動車届出済証 (125cc超~250cc以下のバイク)			
□自動車検査証 (軽自動車)	車検証 住所(所在地)変更証明書 ※詳しくは、申請・届出先までご連絡ください。	早めの手続きをお勧めします。 <無料>	軽自動車検査協会三河支所 (コールセンター 050-3816-1772)	
年金	□年金機構からの通知書等 (年金受給中の方で、日本年金機構に住所変更届を提出している方)	郵送でお手続きできます。届出用紙が送付されますので、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。	特にありません。	日本年金機構ねんきんダイヤル (ナビダイヤル 0570-05-1165)
ライフライン	□各電気会社	関係各所で確認をお願いします。		各電気会社
	□都市ガス・プロパンガス	※固定電話については、消防と連動していますので、早めの手続きをお勧めします。		各ガス会社
	□固定電話、携帯電話			各通信会社
保育等	□幼稚園・認可外保育施設等	各園へお問い合わせください。		
商業・法人登記	□事業所(本店・支店)の所在地変更	住所(所在地)変更証明書 届出印 など ※詳しくは、申請・届出先までご連絡ください。	所在地・住所の変更後、2週間以内に申請してください。 <無料>	本店の所在地を管轄する法務局 (安城市内管轄は名古屋法務局岡崎支局 0564-52-6415)
	□法人代表者の住所変更			
営業許可	□飲食店営業許可証	各種営業許可証 印鑑	関係部署で確認をお願いします。	営業許可の届出をされている保健所
	□その他の営業許可証	住所(所在地)変更証明書		営業許可の届出をされている事務所
固定資産	□他市区町村に所在する土地・建物・償却資産	各市区町村で確認をお願いします。		土地・建物・償却資産が所在する市区町村
その他	□生命保険・損害保険・自動車保険等	関係各所で確認をお願いします。		各保険会社
	□金融機関(銀行)の預金通帳等			各金融機関
	□クレジットカード			各クレジットカード会社
	□各種ポイントカード・スタンプカード			発行先の会社
	□各種会員証			発行先の会社
	□社員証			お勤め先の会社
	□学生証(高校・大学・短大・専門学校等)			通学先の学校

- その他、許可、免許類で法令により住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。
- 手続きに必要な「住所及び本籍変更証明書(個人用)」、「法人事業所所在地変更証明書(法人用)」を、令和7年1月14日(火)以降、1人(1法人)5枚お届けしますので、ご活用ください。なお、証明書が不足する場合、「住所及び本籍地変更証明書(個人)」は市民課(市役所本庁舎1階)、北部支所(北部公民館内)、桜井支所(桜井公民館内)、明祥支所(明祥プラザ内)、証明・旅券窓口センター(アンフォーレ本館1階)で、「法人事業所所在地変更証明書(法人)」は区画整理課で、それぞれ無料で発行します。
- 新しい住所(所在地)を各所へお知らせいただけるよう、「住所(所在地)変更通知用はがき」を、個人は1世帯あたり50枚、法人は1法人あたり200枚、無料配布します。
- 北部支所(北部公民館内)、桜井支所(桜井公民館内)、明祥支所(明祥プラザ内)では取扱業務が限られます。支所取扱業務は右記のQRコードからご覧ください。



- ・ 外国人の方向けの「住所(所在地)変更チェックリスト」は左記のQRコードからご確認ください。
- ・ Please check the QR code on the left for the "Address (Location) Change Checklist" for foreigners.
- ・ Versão para estrangeiros, utilize o código QR à esquerda para consultar a "Lista de checagem referente à mudança de endereço (localização)".
- ・ Hãy xác nhận lại danh sách giấy tờ khi thay đổi địa chỉ (địa điểm) dành cho người nước ngoài từ mã QR ghi bên trái
- ・ 外国人の「地址変更确认表格」, 请扫左侧二维码确认。
- ・ Paki kumpirma ang QR code sa kaliwa para sa "Address o lokasyon pakipalitan ang Checklist" para sa mga dayuhan